

# 国民健康保険税のお知らせ

## ●平成25年度 国民健康保険税

平成25年4月分から平成26年3月分までの国民健康保険税のことをいいます。年度の途中で加入した場合は、加入した月から平成26年3月分までの国保税が課税されます。(対象年齢は0歳以上75歳未満)

## ●国保税の納め方 ※普通徴収と特別徴収で支払方法が分かれます。

特別徴収 (年金天引)	仮徴収			本徴収		
	4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)

☆65歳以上75歳未満の方のみの国保加入者世帯は、国保税が年金天引きになります。ただし、年額18万円未満の年金受給者や、介護保険料と合わせた国保税額が年金額の1/2を超える場合には、年金からの天引きの対象とならず、納付書や口座振替等により納めることになります。

☆窓口での手続により、年金天引きから口座振替でのお支払いへ変更することができます。その場合、社会保険料控除は支払った方(口座名義人)に適用されます。

普通徴収	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末

※納期限が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限になります。

☆年金天引き以外の世帯は、納付書や口座振替などにより納めることになります。

☆国保税の納税通知書は7月中旬ごろお届けします。

## ●国民健康保険税の算出方法

下記の項目①、②、③のそれぞれの『所得割額』、『均等割額』、『平等割額』の合計が今年度(4月から翌年3月分)の保険税額となります。

	① 医療分 限度額：510,000円	② 支援金分 限度額：140,000円	③ 介護分(40歳～64歳) 限度額：120,000円
所得割額	*1 所得割算定基礎額の7.00%	*1 所得割算定基礎額の1.95%	*1 所得割算定基礎額の1.35%
均等割額	加入者数×17,000円	加入者数×4,000円	加入者数×5,500円
平等割額	20,000円(世帯毎)	6,000円(世帯毎)	3,300円(世帯毎)

### 《用語の解説》

\*1 所得割算定基礎額：給与所得、公的年金等の所得の合計所得金額から33万円を控除した額のこと

② 『支援金』：後期高齢者医療制度を0歳以上75歳未満の方が財政的に支援するための保険税で、後期高齢者医療制度の財源(全体の約4割相当分)に充てられます。

③ 『介護分』：40歳以上65歳未満の方(介護保険法第2号保険者)は介護保険費分を国保税に含めて支払います。

## ●低所得者への軽減について

世帯の所得が一定の金額以下の場合、条例の定めにより、均等割額・平等割額の7割、5割、2割を軽減する措置が適用されます。

	該当世帯の所得
7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円+(24万5千円×世帯主を除く世帯の人数)以下の世帯
2割軽減	33万円+(35万円×世帯主を除く世帯の人数)以下の世帯

特に届出の必要はありません

※世帯員の中に未申告者がいる場合は軽減されません。